### 国際連合気候変動枠組条約CDM理事会第65回理事会概要報告

2011年 11月 29日 経済産業研究所·東京大学 戒能 kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時2011年 11月21日(月) - 25日(金), 29日(火)場 所南アフリカ・ダーバン Moses Mabhida Stadium

### 主要結果

### 1. 定足·構成

1-1. 出席理事構成 (斜体は EB#65欠席理事、代表理事 10名中 1名欠席 合計2名欠席)

代表地域·国	代表理事(=投票権有)	代理理事(同なし)
欧州他	Mr. Martin. H (イギリス)	Mr. Thomas B (EU)
アフリカ	Mr. Victor K (コンゴ)	Ms. Fatou G (ガンビア)
アジア	Mr. Shafqat K (パキスタン)	Mr. Hussein B (ヨルダン)
東欧	Ms. Diana H (アルメニア)	Ms.Danijela B (セルビア)
中南米	Mr. Daniel V P (エクアドル)	Mr. Raul C (ガテマラ)
AOSIS	Mr. Clifford M (ジャマイカ)	Mr. Asterio T (ミクロネシア)
途上国全般	Mr. M Duan (中国:議長)	Mr. Paulo M (コスタリカ)
	Mr. Phillip M G (ウガンダ)	Ms. June H (SKネイビス)
先進国全般	Mr. Pedro M (ポルトガル)	Mr. Lex J (オランダ)
	戒能 一成 (日本)	Mr. Peer S (ノルウェー)

# 2. 運営管理 (議題2.1~2.4)

- 2-1. 2012-13年戦略事業計画 (CDM-MAP 2012-13) (議題2.2) (元 Annex 1) 重要]
  - 1) 背景 2年度毎に定例で作成している理事会の年度事業計画の更新。
  - 2) 結果 EB#66 (2012年2月末) で討議・採択することを決定。
  - 3) 議論 戦略事業計画の目標理念について議論、下記要旨で合意。
    - Credible offset mechanism toword lower greenhouse gas promoting sustainable development.

(内容については元 Annex-1 で公開済、別添1参照、EB#66 で再度議論)

- 4) 対応 事業計画の内容に意見がある場合2012年 2月第二週迄に小生宛連絡願いたい
- 2-2. CDM-EBのハイレベル政策対話パネル (議題2.2)

[重要]

- 1) 背景 EB#63 Retreat 会議において、CDMの今後のあり方について議論するハイレベル政策対 話パネルをCOP17/CMP7から開始することを決定。
- 2) 結果 COP17/CMP7 期間中の12/3午後にサイドイベントとしてパネル設置を公表。 引続き12名の大臣・総裁級の人選を実施中。作業計画は上記 CDM-MAP の一環。
- 4) 対応 関連するパブリックコメントが 2012年1月26日迄実施されているので関心のある方は対応ありたい。
- 2-3. CDMと各種排出権市場の動向·政策整理 (議題2.2)

[注目]

- 1) 背景 CDM-MAP2011依頼事項、各種排出権市場の動向の整理・調査研究を依頼。
- 2) 結果 調査の継続を事務局に指示。
- 5) 注記 非常に簡潔明瞭でかつ包括的な調査なので一見の価値有, CDM-WEBCAST参照。 http://cdm.unfccc.int/EB/index.html

- 2-4. DOEの業務管理 Performance Management (議題2.3)
  - 2) 結果 DOE人材育成強化、追加性評価の簡素化・様式統一などを指示
  - 5) 注記 DOE業務管理システムの運営により得られた統計値の解析結果あり、有益
- 2-5. パネル・WGの2012年専門家募集開始

[重要]

- 1) 背景 定例の募集
- 4) 対応 各パネル・WGの専門家を 2012年 1月から WEBサイトで募集開始
- 3. 個別案件 (議題3.1~3.4) ( 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)
- 3-1. 蔚山HFC破壊プロジェクトの事業期間更新 (#0003) 更新・問題解決 -
  - 1) 背景 既にプロジェクト延長申請から 21ヶ月が経過するが、過去のEBにおいて当該プロジェクトの処理について「環境十全性 Environmental Integrity」上問題があるとする一部理事の反対により結論を得ることができず、当該プロジェクトは長期にわたり未決状態となり標準処理期間の不遵守状態が続いていた。
  - 2) 結果 改正前方法論(AM0001 Ver5.2)に基づき事業期間を更新することに合意。 但し今次EB#65で改正された方法論(新・AM0001)を事業者が「自主的に適用」し、当該方 法論の水準迄 CER発行量を減らすこととした。問題解決。
- 3-2. 登録 Registration
  - 1) 背景 事務局・調査チーム(RIT)の見解が一致した場合「登録」又は「拒絶」となる
    - 両者の見解が異なる場合は理事会に掛かり、否決されなければ「登録」となる
    - 両者とも「登録」又は「拒絶」でも 20日以内に異議を述べれば理事会で再審議可能
  - 2) 結果 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる10事業のうち、6事業を登録
    - 下記 4事業を拒絶
    - #4378 バイオマス利用事業 (タイ)
    - #4667 発電所タービン交換事業 (中国)
    - #4701 ガラス工場省エネ(小規模)事業 (中国)
    - #4807 石炭火力発電所効率向上事業 (インド)
      - 両方とも「拒絶」だが理事会で再審議要請があった下記 1事業を保留
    - #4772 油田随伴ガス利用事業 (エクアドル)
- 3-3. 発行 Issurance
  - 1) 背景 (上記 3-2. 事業登録に同じ)
  - 2) 結果 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 1事業を登録
- 4. 制度改正 (議題4.1, 4.2)
- 4-1. 標準化関係 [注目]
- (1) 新規に採択された標準
  - CDM事業・集合事業の追加性・適格性規範及び複数方法論適用方法標準(会議録 Annex-3)
  - CDM事業有効化·確認標準 (VVS: Validation and Verification Standard)(同 Annex-4)
  - CDM事業事業実施標準 (PS: Project Standard) (会議録 Annex-5)
  - CDM事業事業サイクル手順標準 (PCP: Project Cycle Procedure) (会議録 Annex-32)
- (2) 改訂が採択された既存標準
  - CDM事業の試料採取・調査標準の改訂

(会議録 Annex-2)

5) 注記 これ迄の重要課題であった手続面での標準化関連作業(PS,VVS,PCP)がほぼ完結。 今後の作業の重点はベースラインなど方法論方面へ展開する見込み。 (3) 採択された標準の実施計画・経過措置

[重要]

- CDM事業事業実施標準(PS)の実施計画及び経過措置

(会議録 Annex-6)

- 5) 注記 PSの実施計画及び経過措置については、EB#64で提案した「新旧並行受理」方式は採択されたが、現行(旧)規定・様式での受理は手続開始済分に限定されかつ受理期限が限られているので、上記文書を詳細に検討ありたい。
  - 新規標準に基づ〈事業は 2012年 5月初頭から受付開始予定。
  - 現行規定・様式は 2012年 9月末迄使用可能だが以降受付停止となるので要注意。
- 標準ベースライン策定作業計画

(会議録 Annex-22)

- 分野別標準ベースライン策定ガイドライン

(会議録 Annex-23)

### (4) 継続検討

- CDM事業設計書(PDD: Project Design Document)様式作成ガイドライン(元Annex-10)
- 5) 注記 従来事業実施標準(PS)の一部であった様式作成上の各種注記事項が、今後は上記ガイドラインに移行・統合される予定であるので注意ありたい。
- CDM用語集 (元Annex-11)
- 事業審査における抜打検査化(Risk-based Approach)の検討
- 5) 注記 2012年の事業申請の増大に対処するため検討を急ぐこと、入念なシステムの事前試行を 行うこと、EB#66迄に統計的調査の実施結果を報告することなどを指示。
- (5) パブリックコメント開始
  - CDM事業におけるデータのQA/QC ガイドライン (2012年1月20日迄)
- 4-2. 個別方法論関係
- (1) 系統に接続された化石燃料火力発電の効率向上方法論 (ACM0013 停止提案) [重要]
  - 1) 背景 方法論パネルにて現行方法論は CERが過大発行となる旨判断、理事会に問題提起。
  - 2) 結果 ACM0013の即時適用停止を決定。
    - 理事会において ACM0013の改正方針について議論し、方法論パネルでの更なる検討を要請。
- (2) アジピン酸由来N2Oの破壊・削減方法論 (NM0355提案・AM0021改定案 関連)
  - 1) 背景 EB#48 para27 で新規事業に関する方法論改正を行わないことを決定済。
  - 2) 結果 方法論パネルからの上記決定の解釈指示要請(= 方法論改正提案の可否伺)を保留し継続検討とした(= 現状維持)。同時にNM0355・AM0021改定案ともEB#48 para27 の記載どおり、別途CMPでの決定がある迄検討を行わない旨決定。
- (3) 新規採択・改訂された方法論・ツール

(下記分以外は 不採択 又は 継続検討、個別詳細な指示・議論等は会議録を参照ありたい)

AM0099・NM0344 既存コジェネ施設への天然ガスタービン新規導入 (会議録Annex-7)

AM0100・NM0345 太陽熱利用複合サイクル施設

(会議録Annex-8)

AM0001 産業廃ガス中のHFC23破壊 (3-1. 参照)

(会議録Annex-10)

(ツール) コンポスト処理に伴う事業・リーケージ排出の算定ツール

(会議録Annex-9)

(ツール) 追加性の証明・評価ツール (First-of-its-kind, Common Practice関係部分)

(会議録Annex-21)

他の新規採択・改訂方法論については、ほぼパネル・WG原案どおり理事会で採択。

- 他大規模: (会議録 Annex-11 ~ -20)

- 小規模: (会議録 Annex-24 ~ -27)

- 植林·再植林(A/R): (会議録 Annex-28 ~ -31)

- 4-3. 重大な欠陥 Significant Deficiency (元 Annex-15)
  - 1) 背景 CDM-MAP2011依頼事項、DOEが故意又は重過失に基づきCERを過大発行した場合の 賠償責任制度の詳細手続を検討。
  - 2) 結果 継続審議
  - 3) 議論 多数のDOEから「現行制度案」では保険が適用困難で事業リスクが過大であり、事業継続が困難かつ手続費用の高騰が予想されるとの意見表明が寄せられたため、更に事務局において保険の専門家の意見聴取・調査を行うことを指示。

故意又は重過失でない場合の過大発行は賠償責任を負わないことの明確化、利害関係者の濫用防止のための供託金引上(\$1,000 \$20,000)などを提案。

5) 注記 DOEの過大発行時の損害賠償責任自体は既に Marrakesh Accord で規定済。

# 5. 政策論 (議題4.3)

5-1. 持続可能な開発への共益的事業・阻害的事業の問題 (Co-benefit & negative impact)

(元 Annex-17)

- 1) 背景 EB#61決定事項、パブリックコメントの結果を反映。
- 2) 結果 継続審議
- 3) 議論 持続可能な開発の問題は各国DNAの問題に属するものであり、理事会として何ができるのかという視点から事務局に再検討を指示。

持続可能性指標の開発を行う旨の原案であったが、既にWSSDなど他機関で長年議論されるも決着を見ていない問題であり、負担と実現可能性を再吟味すべき旨提案。

- 5-2. 追加性の再検討、公的部門による事業評価の問題
  - 1) 背景 EB#64で Lex理事より提案された事項。WEBCAST関連部分参照。
  - 2) 結果 継続審議
  - 3) 議論 追加性の再検討については、見直しの動機・根拠が不明であること、大規模事業を除外 する理由がないこと、公的部門への考慮が不足していること等を問題提起。

非常に重要だが慎重な検討を要する問題であり、CDM-MAP2012-13 で継続審議となった。

5-3. ベースライン定義のガイドライン

(元 Annex-18)

- 1) 背景 EB#60での依頼事項。ベースライン策定時の概念整理。
- 2) 結果 継続審議
- 3) 議論 内容面での検討不十分であり、概念再整理を行うよう指示。

# 今後の予定

第66回理事会 (EB#66)

日時: 2012年 2月27日(月)~ 3月 2日(金) (\* 前の週にオリエンテーションあり)

場所: ドイツ・ボン

議題: 2012-13年事業計画(含 会議開催計画, CDM-MAP)

理事会及びパネル・WG構成員の改選

個別案件処理·政策論

第66回(EB#66)以降の予定は 第66回で議論予定、素案は 会議録 Annex 1 として掲載

### [別添1]

# CDM理事会戦略事業計画案 (DRAFT CDM-MAP 2012-2013) の主要内容 (EB#65 Proposed Agenda - Annotations Annex-1)

#### 1. 戦略的事項

1-1. 地域的偏在の解消・人材育成

現状: 事業経験10件以下の国に対する情報面・融資面での支援の拡大を実施

措置: 低調国での分析の実施、融資制度の見直し、DNAなどに対する人材育成事業の展開を 計画

1-2. 目的合致性・簡明性・完結性の改善

現状: 標準化の推進・関連制度整備などを実施

措置: 小規模事業での標準化(追加性など)の推進

1-3. 事業広報の促進と更なる機能の開発・提供

現状: プレスへの情報提供・事例紹介などを強化

措置: ハイレベル政策対話パネルなどの事業を実施

### 2. 管理的事項

2-1. 案件処理のための運営人材の確保

現状: 事業の登録・発行について今後平均で EB 1回当 25件、2年間で合計 2,800件の登録 と、EB 1回当 10件、2年間で合計 4,200件の発行案件処理を要する見通し

措置: 雇用促進・人員配置の見直し、登録・発行手続の再整理などの措置を計画

2-2. 運営の効率性の向上

現状: 標準化の推進、First-of-its-kind/Common Practice条件の明確化などを実施

措置: 各種書類の電子申請様式の整備など各種対策を計画

2-3. 透明性の向上

現状: WEBを活用した情報提供等を推進 (継続)

### [別添2]

# CDM事業・CER発行の現状についての主要指標 (2011年11月25日現在)

### (登録・発行)

- 登録済事業数 3,609 うち集合事業(PoA) 13

- 発行済 CER量 7.81億t-CO2

# (認証機関)

- 登録認証機関 52組織

## (地域別実施状況)

- 2010年7月~2011年7月の 1年間での状況: 圧倒的に中国・インドに偏在

	活動中の認証機関	有効化済総事業数
Africa	15	136
Asia & Pacific	33	2,907
Latin America & Caribbian	16	392
Eastern Europe	10	67